

化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月20日

佐賀県知事 古川 康

## ◎佐賀県条例第41号

### 化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

化製場等に関する法律施行条例（昭和59年佐賀県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>化製場等に関する法律施行条例 (趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号。以下「法」という。）第3条第2項の規定による変更の届出をする事項、法第4条の規定による化製場等の構造設備の基準、法第5条第4号に規定する衛生上必要な措置、法第8条に規定する製造又は貯蔵の施設の構造設備の基準、法第9条第1項の規定による許可が必要な区域の指定の基準及び動物の数、同条第2項の規定による畜舎等の構造設備の基準、同条第4項の規定による動物の飼養又は収容に係る届出事項等について定めるものとする。</p> <p>（化製場等において衛生上必要な措置）</p> <p><b>第4条</b> 略</p>	<p>化製場等に関する条例 (趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号。以下「法」という。）第3条第2項の規定による変更の届出をする事項、法第4条の規定による化製場等の構造設備の基準、法第5条第4号に規定する衛生上必要な措置、法第8条に規定する製造又は貯蔵の施設の構造設備の基準、法第9条第1項の規定による許可が必要な区域の指定の基準及び動物の数、同条第2項の規定による畜舎等の構造設備の基準、同条第4項の規定による動物の飼養又は収容に係る届出事項等について定めるとともに、 <u>法第3条第1項の許可の基準等について定めるものとする。</u></p> <p>（化製場等において衛生上必要な措置）</p> <p><b>第4条</b> 略</p> <p>（化製場等の設置の許可の基準）</p> <p><b>第4条の2</b> 知事は、法第4条に規定する場合のほか、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、法第3条第1項の許可を与えないことができる。</p> <p class="list-item-l1">(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）</p> <p class="list-item-l1">(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）</p>

改正前	改正後
	<p>(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者</p> <p>(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者</p> <p>(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</p> <p>(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</p> <p>(8) 役員等（法人にあっては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあっては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人（営業を営む者に限る。以下同じ。）にあっては当該個人以外の者で営業所を代表するものをいう。）に第2号から前号までに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人</p> <p>(9) 第2号から第7号までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人 (報告の徴収、立入検査等)</p> <p><b>第4条の3</b> 知事は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、化製場若しくは死亡獣畜取扱場の設置者若しくは管理者に対しその営業に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして、化製場若しくは死亡獣畜取扱場その他業務に關係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明</p>

改正前	改正後
	<p><u>書を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</u></p> <p><u>3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</u>  <u>(化製場等の設置の許可の取消し等)</u></p> <p><u>第4条の4 知事は、法第7条に規定する場合のほか、化製場又は死亡獣畜取扱場の設置者又は管理者が第4条の2各号のいずれかに該当するに至ったときは、法第3条第1項の許可を取り消し、又はその設置者若しくは管理者に対し期間を定めてその施設の使用の制限若しくは禁止を命ずることができる。</u></p>

## 附 則

この条例は、平成26年6月1日から施行する。